

III 計画の基本方針

1 基本理念

本町は、都心から30km圏内に位置しながら、江戸川、大落吉利根川、中川の3河川に囲まれた田園地帯として豊かな自然環境を有しています。

稲作の歴史によって成立した、河川沿いの低地に整然と広がる水田や、その中に点在する農家集落の緑濃い屋敷林は、埼玉県東部の典型ともいえる郷土的な農業景観を今に伝えています。

また、これらの緑は、洪水時にオープンスペースとして治水機能を發揮し、人々の暮らしを支えてきた存在でもあります。

現在の本町は、首都圏のベッドタウンとして人口増加に伴う市街化を進めてきましたが、初期に開発した住宅地の入居者の多くが高齢期に入る成熟期を迎え、また、人口増加に対応して整備してきた公共施設やインフラの維持管理・更新も課題となる一方、^(*)職住近接の複合型の新市街地の整備、新たな産業団地への企業立地が見込まれる段階となっており、バランスのとれた人口・産業構造をもつ都市への移行が期待されます。

このような状況の中で、松伏町は「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像とするまちづくりを進めており、「水と緑のネットワーク」の充実がまちづくりの大きなテーマとなっています。

緑とオープンスペースについての部門計画である「緑の基本計画」は、これらまちづくりに関する既定の上位計画に沿って、本町らしい個性あるまちづくりを緑の側面から形成していくことが求められます。

そのため、河川沿いや農地に代表される本町固有の緑と、都市基盤の整備に伴い創造してきた新たな緑を保全・活用し、また、新たな都市基盤の整備とともに緑を創造することで、「水と緑のネットワーク」を充実していくことを計画の基本理念とします。

(※) 職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

人の輪で地域と未来をつなぐ緑のまちづくり 松伏

本町の緑は、歴史の中で人々の生活と深く関わりながら形成されてきました。

河川沿いの低地に整然と広がる水田や、その中に点在する農家集落の緑濃い屋敷林は、稲作の歴史によるものですが、人口増加の受け皿として整備されてきた市街地の中の公園や子どもの遊び場も、また、これまでの人々の活動の成果によるものです。

全国的に高齢化が進み人口減少に転じる中で、公共施設やインフラの老朽化も進み、今後の地域のあり方が各地で見直されています。

公共施設やインフラは「造る」から「賢く使う」ことに重点が移りつつあります。

緑についても、空き家の植栽の荒廃や空き地、耕作放棄地の雑草の繁茂などの周辺への悪影響が散見され、いかに管理していくかが課題となっています。

今後は、これまで形成してきた緑をいかに充実させ将来世代に引き継ぐかが課題となります。

その一方、本町においては、松伏インターチェンジ周辺の新市街地整備、ゆめみ野北地区の市街地編入、松伏・田島産業団地の整備・企業立地、大川戸砂田地区での企業立地による新たな緑の整備も見込まれます。

既存の市街地とこれらの新しい市街地が結びつき、一体として地域が発展することが求められます。

このような、これまでの成果を将来に引き継ぐ、地域と地域を結びつける、との観点から、本計画は、本町に暮らす町民の手による緑のまちづくりとして、町民や企業と行政による取り組みを基本に、本町のこれまでの緑を保全・活用し、また、新たな緑を一体的に創造していく「人の輪で地域と未来をつなぐ緑のまちづくり」を将来像とします。

そして、協働を通じて、町域各所において水と緑の核や軸の連携を強め、上位計画にうたわれた「水と緑のネットワーク」の充実を図ります。

「人の輪で地域と未来をつなぐ緑のまちづくり 松伏」

人の輪： 町民、企業、行政の協働による取り組み

地域と未来をつなぐ： 地域と地域を結びつける、将来に引き継ぐ

緑（みどり）： 身近な草花から緑地までを含めた多様な緑

③ 取り組みの基本方針

(1) 固有の緑の保全と活用を進めます

本町固有の緑の要素には、自然の水辺の連続した緑地や、水田を主体とした農地の広がり、その中に点在する樹林地などがあげられます。

これらは、本町の緑の骨格を形成する公益的機能の高い緑ですが、民有地などでは、経済的な理由や管理負担から他の土地利用へ改変される場合があります。

このため、町民参加の活動の場としての水辺の緑地や樹木の維持管理など、緑の積極的な活用を図ることで、地域財・環境財としての社会的な価値を高め、市街化や人口減少・高齢化が進む中でも維持できる町民に親しまれる固有の緑として保全を進めます。

(2)これまで創出した緑の保全と活用、新たな緑の創出を進めます

これまで整備してきた都市公園などの施設緑地や街路樹、公立・私立の学校や住宅の庭の緑を公共・民間がそれぞれ協力して継続的に維持・管理します。

本町に新たに創出していく緑の要素としては、都市公園の整備は一段落したもの、今後、産業団地などの新たな開発に伴い生み出される公園・緑地、新たな幹線道路や住宅などの多様な緑があり、公共・民間を併せた様々な空間を対象に多様な緑の創出を進めます。

特に、緑の拠点となる公園や緑のネットワーク軸の要素については、町域内に偏りのない配慮を図り、また、沿道や街かどなど生活の上で身近な場所にも、空間規模に応じた植栽や花づくりを進めます。

(3) 町民参加の緑の活動を拡大・継続します

緑の保全・活用や創出の取り組みにあたっては、町民の愛着や認知が不可欠であり、まちづくりへの参加意欲や緑への関心も高い本町においては、町民参加による緑の活動が取り組みの大きな推進力になってきました。

引き続き、緑の導入から育成、維持管理に及ぶ各段階において、町民や企業による緑の活動を積極的に支援するとともに、緑の普及、啓発に努めます。

また、高齢化や人口の流出入による、緑の活動に参加する町民の変化に対応し、適切な世代交代や新規参加の拡大に努め、町民の活動の継続を支援します。

(4) 人と自然に配慮した取り組みを進めます

まちづくりの一環である(1)～(3)の緑の取り組みについて、高齢者やハンドicapを持つ方々を含む、すべての人が安心して安全に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した内容を前提とします。

また、自然環境への影響に配慮した、循環型・省エネ・省資源型の方策を積極的に取り入れることで、人と自然に配慮した取り組みを進めます。

4

施策の体系

本計画では、基本方針に沿って、以下の3つの施策を進めます。

(1) 緑をまもる施策

水辺や樹林地、農地などの本町固有の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての担保性の確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

(2) 緑をつくる施策

公園緑地や公共・民間の緑化など、まちづくりのなかで形成していく緑については、都市公園をはじめ施設緑地の整備や全般の利用の水準を高めていくとともに、引き続き水と緑のネットワークに資する道路や河川の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

(3) 緑をひろげる施策

本町の緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や事業者と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

5 計画の目標

本計画は、緑の将来像を実現していくために、令和20年度（2038年度）末を目指し以下 の目標を設定します。

（1）緑地の確保目標

緑被率を概ね6割以上確保する

現状、水面を含めた場合の緑被率は、町域の6割強となります。

大川戸、松伏・田島地区の産業団地や（仮称）ゆめみ野北地区の複合型開発が予定されることから、地区計画による誘導や、町民や企業の自発的な参加・協力により、緑を確保します。

（2）都市公園の維持目標

人口減少下でも都市公園の面積を維持する（45.3ha以上）

都市公園は、19か所、45.29haが整備されており、町民1人当たりの公園面積は、15.07m²となります（平成27年国勢調査の総人口30,061人を基準）。

今後は、産業団地などの新たな開発に伴い公園の増加が見込まれます。

一方、人口については、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計（『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）によれば、令和22年（2040年）に22,481人、現在の約3／4まで減少するとされています。

人口減少下でも、現在の公園面積を維持することを目標とします。

（3）町民の満足度の維持

「公園の整備、緑化の推進」の施策の満足度について、全施策の中での上位3位以内を維持する

町民意識調査の施策の満足度において「公園の整備、緑化の推進」は、全施策中、平成24年（2012年）に2位、平成29年（2017年）は1位となっています。

これは、町の将来像を、第4次総合振興計画では「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」、第5次総合振興計画では、「笑顔が未来に広がる、緑あふれるみんなのまち！」として、緑を位置づけ、水と緑のネットワーク形成をはじめとする緑に関する施策を推進してきた成果です。

この施策に対する町民の満足度を20年後まで維持します。